

東海市告示第44号

令和7年度東海市地域移行支援サービス事業実施要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

令和7年度東海市地域移行支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき市が実施する地域生活支援事業のうち地域移行支援サービス事業について定めることにより、法第4条第1項に規定する障害者（以下「障がい者」という。）の地域生活への移行及び定着を支援することを目的とする。

(地域移行支援サービス事業)

第2条 市は、法第77条に規定する地域生活支援事業のうち地域移行支援サービス事業について、次条に定める者が法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）から提供される次に掲げるサービス（以下「地域移行支援サービス」という。）を利用した場合において、当該者に対し地域移行支援サービス事業給付費（以下「給付費」という。）を支給することにより行うものとする。

- (1) 夜間及び休日を含め緊急時における対応、相談等を行うサービス（以下「緊急時相談支援サービス」という。）
- (2) 緊急一時的な宿泊場所を提供するサービス（以下「緊急時ステイサービス」という。）
- (3) アパート等を借り上げ、地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊等を提供するサービス（以下「地域生活体験サービス」という。）

(対象者)

第3条 地域移行支援サービス事業を利用することができる者は、市内に住所を有する障がい者であつて、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを利用することができないものとする。

- (1) 当該障がい者の養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第3項に規定する養護者をいう。以下同じ。）が、病気にかかり、又は負傷したことにより当該障がい者を介護することができなくなること。
- (2) 当該障がい者の養護者の家族が病気にかかり、又は負傷し、かつ、当該養護者以外に当該家族を介護する者がいないこと。
- (3) 当該障がい者の養護者が当該養護者の親族等の葬儀に出席するため、当該障がい者を介護することができなくなること。
- (4) 独居である当該障がい者が、身体上及び介護上の理由により一時的に居宅における生活の維持が困難となること。
- (5) 市が、当該障がい者に対し、障害者虐待防止法第9条第2項に規定する措置を講ずることとなったこと。
- (6) その他市長が障害福祉サービスを利用することができない特別な理由があると認めること。

(認定)

第4条 市長は、地域移行支援サービス事業を利用しようとする者が前条に規定する対象者の要件に該当するときは、当該者を地域移行支援サービス事業の対象者として認定することができる。

(認定の申請等)

第5条 前条の規定による認定を受けようとする者は、地域移行支援サービスを利用する前に、認定申請書に地域移行推進重点プランを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、前条の規定により認定し、認定通知書を当該申請をした者に交付するものとする。

(給付費の支給)

第6条 市長は、第4条の規定により認定した者（以下「認定者」という。）に対し、給付費を支給する。

2 給付費の額は、地域移行支援サービスに要する費用の額（食材料費の額を除く。）とし、別表に定める額を限度とする。

（給付費の支給申請等）

第7条 前条第1項の規定による給付費の支給を受けようとする認定者（以下「支給申請者」という。）は、地域移行支援サービスを利用した後、当該地域移行支援サービスを利用した日の属する月の翌月末日までに給付費支給申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付費の額を決定し、給付費支給決定通知書を支給申請者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により給付費の額を決定したときは、支給申請者に対し、速やかに給付費を支給するものとする。

（給付費の支給申請等に係る権限の委任）

第8条 支給申請者は、地域移行支援サービスを提供した指定一般相談支援事業者等に対し、前条の規定による給付費の支給申請、請求及び受領に係る権限を書面により委任することができる。

2 市長は、支給申請者が前項の規定により指定一般相談支援事業者等に対し給付費の支給申請、請求及び受領に係る権限を委任したときは、当該支給申請者に支給すべき給付費について、当該支給申請者に代わり、当該指定一般相談支援事業者等に支給することができる。

3 前項の規定による支給があったときは、支給申請者に対し給付費の支給があったものとみなす。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 地域移行支援サービス事業の利用を辞退したとき。

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号に掲げる事業を行う施設において援護を受けることになったとき。

(3) 死亡し、又は市外へ転出したとき。

(4) その他市長が地域移行支援サービス事業の利用を不適當であると認めたとき。

(不正利得の徴収等)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により給付費の支給を受けた者があるときは、当該者から給付費の額に相当する額の全部若しくは一部を徴収し、又は当該者に対し支給した給付費の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第6条関係)

地域移行支援サービスの種類	限度額
緊急時相談支援サービス	1月につき、23,648円
緊急時ステイサービス	1日につき、次に掲げる活動の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額 (1) (2)に掲げる活動以外の活動 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア ヘルパーを利用しない場合 6,000円 イ ヘルパーを利用する場合 7,126円 (2) 日中の活動 3,054円
地域生活体験サービス	1週につき、35,000円

備考

- 1 緊急時ステイサービスにあつては、当該宿泊場所に入所した日から起算して4日以内の期間に係る額を限度とする。
- 2 緊急時ステイサービス及び地域生活体験サービスにあつては、限度額に満たない場合は、実績額を支払うものとする。